

1 計画の策定経緯

地域において、身近なところから温室効果ガスを削減する取組を進めるために、本市では平成19年3月に「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

平成23年度で計画策定から5年が経過するとともに、平成20年6月には国の地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されたことを受け、新たな計画として「平塚市地球温暖化対策実行計画」を平成24年2月に策定しました。

※法第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

4 都道府県並びに指定都市、中核市及特例市は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
（太陽光などのエネルギー利用、温室効果ガスの排出抑制に係る活動、公共交通機関の利用者・都市緑化、廃棄物等の発生の抑制など）

2 計画の基本理念

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出を減らしながら、まちを持続的に発展させていくという視点で設定しました。

○平塚市における低炭素社会の将来像

豊かな自然を活かし、みんなで育む低炭素で快適なまち・ひらつか

○施策の柱

- 1 一人ひとりの自主的な地球温暖化対策を広げる
- 2 都市の低炭素化と気候変動への適応を図る
- 3 低炭素となる新たなエネルギー技術を活用する
- 4 ごみを減らし、廃棄物・排熱を有効に使う

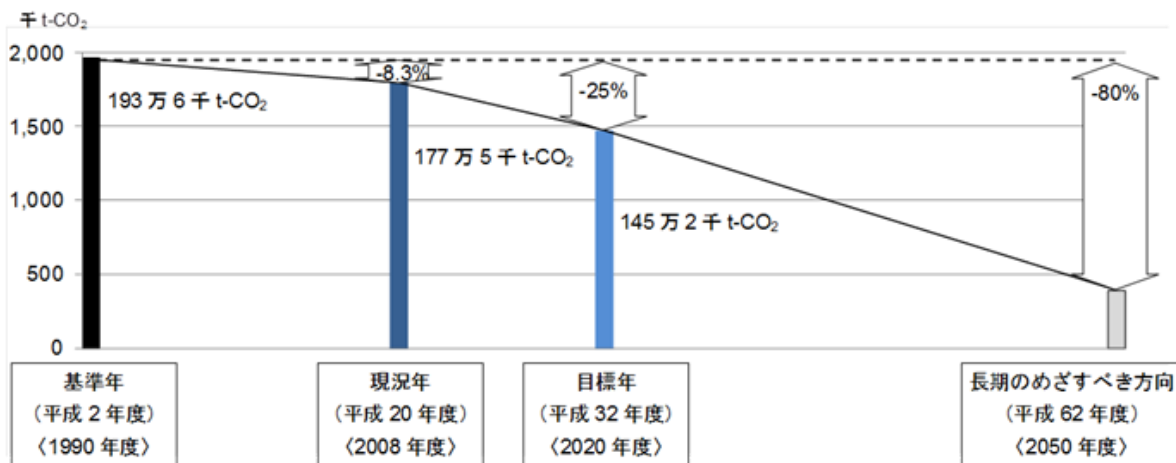
3 計画の基準年と目標年

本市の計画基準年と目標年、及び二酸化炭素排出量の削減目標は、平成21年9月に国が示した目標に基づき、定めています。

平成32年度（2020年度）までに平塚市域における二酸化炭素の排出量を基準年比で25%削減します。

↓
長期のめざすべき方向は
平成62年度（2050年度）までに基準年比で80%の削減です。

基準年は、京都議定書に準じ平成2年度（1990年度）としています。



4 推進体制等

(1) 点検・検討

- ・担当課による自己点検と温室効果ガス排出量の推計

事業の実施や施策の進捗について、担当課が自己点検し、問題点を抽出します。

また、環境政策課が市内の温室効果ガス排出量を推計します。

(2) 報告

事業の実施や施策の進捗について、平塚市環境審議会に点検・検討結果を報告します。

(3) 公表

地球温暖化対策実行計画に位置付けられた事業の実施や施策の進捗について、状況を報告書にまとめて公表し、周知を図ります。

以 上